

3 都市計画区域

3-1 都市計画区域

都市計画区域とは、健康で文化的な都市生活と機能的な都市活動を確保するために、都市計画法等の規制を受ける土地の範囲のことで、この区域は北海道が指定し、土地利用の規制や都市計画事業等が実施されます。また、都市計画区域は市町村の行政区域にとられず、一体の都市として総合的に整備し、開発及び保全する必要があり、音更町は帯広市、芽室町及び幕別町の1市3町で帯広圏都市計画区域を構成しています。

都市計画決定		面積 (ha) (全体面積)	備 考
告示年月日	告示番号		
昭和19年 4月26日	内務省告示 第 199号	3,395.0 (10,347.6)	帯広都市計画区域の変更で、音更村と川西村の一部 5,276.5haを追加決定。
昭和40年 7月10日	建設省告示 第1768号	13,089.0 (20,041.6)	帯広都市計画区域の変更で、本町の一部 9,694haを追加決定。
昭和45年 9月14日	北海道告示 第2294号	6,280.0 (32,900.0)	帯広圏都市計画区域の決定における本町分。
令和2年10月30日	北海道告示 第 671号	6,290.0 (33,115.0)	帯広圏都市計画区域の決定における本町分。

3-2 区域区分

無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に区分しています。市街化区域とは、すでに市街地を形成している区域と、おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を促進していく区域であり、市街化調整区域は、基本的に市街化を抑制する区域です。

都市計画決定		市街化区域 (ha)	市街化調整区域 (ha)	備 考 ※表中の字名は都市計画の変更当時のものである。
告示年月日	告示番号			
昭和45年12月28日	北海道告示 第3111号	481	5,799	・都市計画法の改正による当初決定
昭和52年10月15日 (第1回定時見直し)	北海道告示 第3119号	495	5,785	・市街化区域への編入 (約 14ha) ～柏寿台地区(約5ha)及び木野地区(約9ha) 柏寿台、木野大通東10丁目、東11丁目、木野大通西10丁目及び西11丁目の各一部
昭和58年 4月28日 (第2回定時見直し)	北海道告示 第 863号	670	5,610	・市街化区域への編入 (約 175ha) ～雄飛が丘地区(約48.5ha)、東栄地区(約0.6ha)、緑陽台地区(約48.5ha)、 柳町北地区(約3.4ha)、宝来地区(約60.9ha)及び共栄地区(約12.1ha) 柏寿台、字音更、雄飛が丘、東通11丁目、柳町北区、緑陽台北区、緑陽台仲区、緑陽台南区、木野大通東14丁目、宝来本通1丁目から5丁目まで及び宝来南1条1丁目から5丁目までの各一部
平成 2年 9月17日 (第3回定時見直し)	北海道告示 第1304号	748	5,532	・市街化区域への編入 (約 84ha) ～むつみ地区(約24.2ha)、緑陽台南地区(約12.3ha)、北蘭地区(約2.0ha)、 新泉地区(約0.4ha)、北開進地区(約24.9ha)、共栄東地区(約12.4ha)、 共栄西地区(約3.9ha)及び開進東地区(約3.8ha) 木野大通西14丁目の全部、大通13丁目、柳町北区、柳町南区、緑陽台南区、北鈴蘭北5丁目、共栄台東13丁目、共栄台西13丁目、木野大通西15丁目、木野大通東19丁目、新通19丁目、新通20丁目、東通19丁目、東通20丁目、字下音更北5線及び北6線の各一部、木野西通12丁目から15丁目までの各一部並びに木野大通東14丁目から17丁目までの各一部 ・市街化調整区域への編入 (約 6ha) ～大橋地区 木野大通東1丁目、木野大通西1丁目及び木野東通1丁目の各一部

都市計画決定		市街化区域 (ha)	市街化調整区域 (ha)	備考 ※表中の字名は都市計画の変更当時のものである。
告示年月日	告示番号			
平成4年10月16日	北海道告示第1628号	756	5,524	・市街化区域への編入(約8ha)～開進西地区 木野大通西16丁目から西17丁目まで及び木野西通16丁目から17丁目までの各一部
平成5年3月26日	北海道告示第442号	759	5,521	・市街化区域への編入(約3ha)～開進西地区 木野大通西16丁目及び西17丁目並びに木野大通東16丁目及び東17丁目の各一部
平成6年3月29日	北海道告示第470号	778	5,502	・市街化区域への編入(約19ha)～開進西地区(約3.0ha)及び共栄台地区(約15.7ha) 木野大通西15丁目、木野西通15丁目、共栄台西12丁目及び西13丁目並びに共栄台東13丁目の各一部
平成9年3月28日 (第4回定時見直し)	北海道告示第460号	855	5,425	・市街化区域への編入(約77ha)～北蘭地区(約17.9ha)、北明地区(約4.0ha)、緑陽台北地区(約0.9ha)及び 高速道IC物流団地地区(約54.0ha) 北鈴蘭南1丁目、北2丁目、北3丁目及び北4丁目の全部並びに北鈴蘭北5丁目、共栄台西12丁目及び西13丁目、新 通北2丁目、緑陽台北区並びに字音更西2線及び西3線の各一部 ・市街化区域への編入保留(約76ha)～南宝来地区(約47.5ha)及びすすらん台地区(約27.7ha) 宝来南1条2丁目、3丁目、4丁目及び5丁目並びに南鈴蘭南4丁目、南5丁目、南6丁目及び北6丁目の全部並びに宝 来南1条1丁目及び6丁目、宝来南2条1丁目、2丁目、3丁目、4丁目、5丁目及び6丁目、南鈴蘭南3丁目並びに字下 音更北4線及び北5線の各一部
平成10年3月31日	北海道告示第461号	903	5,377	・市街化区域への編入(約48ha)～南宝来地区 宝来南1条3丁目、4丁目及び5丁目の全部並びに宝来南1条1丁目、2丁目及び6丁目、南2条1丁目から6丁目の各一部
平成12年3月31日	北海道告示第569号	931	5,349	・市街化区域への編入(約28ha)～すすらん台地区 南鈴蘭南4丁目、南5丁目、南6丁目及び北6丁目の全部並びに南鈴蘭南3丁目、字下音更北4線及び北5線の各一部
平成15年3月28日	北海道告示第499号	957	5,323	・市街化区域への編入(約26ha)～共栄地区 緑陽台南区、木野西通13丁目、木野西通14丁目及び木野西通15丁目の各一部
平成17年3月29日	北海道告示第244号	963	5,317	・市街化区域への編入(約6ha)～宝来本通地区 宝来本通1丁目及び2丁目並びに宝来北1条2丁目の各一部
平成18年3月31日	北海道告示第311号	1,018	5,262	・市街化区域への編入(約55ha)～開進地区(約15.5ha)、開進西地区(約5.3ha)及び十勝川温泉地区(34.6ha) 木野大通東17丁目並びに木野大通西17丁目並びに木野西通16丁目及び17丁目並びに柳町仲区並びに十勝川温泉北 13丁目、14丁目、15丁目及び16丁目並びに十勝川温泉南11丁目、12丁目、13丁目、14丁目、15丁目及び16丁目の 各一部
平成20年3月28日	北海道告示第217号	1,027	5,253	・市街化区域への編入(約9ha)～音更東通地区 東通10丁目の全部並びに東通11丁目及び新通11丁目の各一部
平成22年4月6日	北海道告示第302号	1,034	5,246	・市街化区域への編入(約7ha)～北開進地区 新通18丁目の一部
平成23年3月29日 (第6回定時見直し)	北海道告示第216号	1,083	5,197	・市街化区域への編入(約49ha)～北明台地区(約9.0ha)及び希望が丘地区(約39.5ha) 北明台、新通北2丁目、字音更基線、字音更東1線、希望が丘及び緑が丘の各一部
令和2年10月30日 (第7回定時見直し)	北海道告示第671号	1,083	5,207	・測量精度の向上による修正

* 第5回定時見直し・・・平成16年4月6日北海道告示第391号であるが、市街化区域の編入はなし。